

障 福 第 699 号
平成 30 年 3 月 6 日

各就労継続支援 B 型事業所 代表者 様

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について（依頼）

日頃より、本県の障害福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、この度、別添平成 30 年 2 月 28 日付け障発 0228 第 3 号厚生労働省社会・援
護局障害保健福祉部長通知のとおり「「工賃向上計画」を推進するための基本的な
指針（以下「指針」という。）」が改正されましたので、お知らせします。

就労継続支援 B 型事業所においては、特別な事情がない限り引き続き「工賃向上
計画」を作成することとされていますので、各就労継続支援 B 型事業所（今後新た
に指定を受ける事業所を含む。）におかれましては、指針及び次の内容を踏まえ各
事業所における「工賃向上計画」の作成をお願いいたします。

なお、特定非営利活動法人神奈川セルフセンターが作成した「工賃向上計画」の
参考様式を、県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」の専用ホームページに掲載し
ておりますので、ご活用ください。

加えて、本県においても、本県の「工賃向上計画」である「かながわ工賃アップ
推進プラン」を改定することから、各事業所が、平成 30 年 4 月 1 日時点で設定する
平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度の目標工賃額（月額又は時間額）につい
て、平成 30 年度に実施する「平成 29 年度工賃実績調査」と併せて調査を行います
ので、ご協力をお願いいたします。

1 指針及び本依頼文の掲載場所

「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「6. お知らせ（県内共通）」→「1 お知らせ」

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=66&topid=15

2 計画の作成時期

平成 30 年 5 月末まで

3 計画の対象期間

事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成する。

4 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(1) 平成 32 年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額※）

※ 「目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。」とされています。

(2) 平成 32 年度までの各年度に取り組む具体的方策

(3) その他の事項

5 目標工賃の設定において勘案する事項

(1) 各事業所の平成 29 年度平均工賃実績

(2) 神奈川県最低賃金（時給額 956 円（平成 29 年 10 月 1 日改正））

(3) 神奈川県平均工賃実績※

※ 直近の実績：平成 28 年度平均工賃実績（月額 13,677 円・時間額 189 円）

(4) 神奈川県目標工賃※

※ 本県の工賃向上計画である「かながわ工賃アップ推進プラン」については、今後改定いたしますので、各事業所における工賃向上計画の見直しの際の参考としてください。

6 各事業所における「工賃向上計画」の作成の確認

引き続き、毎年度実施している「工賃実績調査」において、「工賃向上計画」の作成の有無等を確認します。

7 参考様式の掲載場所

県共同受注窓口「はたらき隊かながわ」専用ホームページ

(<http://www.kyodo-juchu.com/>)

問合せ先

社会参加推進グループ 池上

電話 045-210-1111（内線 4711）

FAX 045-201-2051